

京都市消防局訓令乙第1号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の人事評価に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年6月5日

京都市消防局長 荒木 俊晴

別表第1 消防局の課長以下の職員の項中

「

課 長	部長，校長 又は担当部長	消防局次長
担 当 課 長	課 長	部長，校長 又は担当部長
消 防 司 令	課 長 又 は 担 当 課 長	部長，校長又は 担 当 部 長
消防司令補以下の者 及び消防職員	課 長 又 は 担 当 課 長	部長，校長又は 担 当 部 長

を

」

「

課 長	部長，校長 又は担当部長	消防局次長
セ ン タ ー 長	課 長	部 長 又 は 担 当 部 長
隊 長	課 長	部 長 又 は 担 当 部 長
担 当 課 長	課 長	部長，校長 又は担当部長
消 防 司 令	課長，センター 長，隊長又は 担 当 課 長	部長，校長又は 担 当 部 長
消防司令補以下の者 及び消防職員	課長，センター 長，隊長又は 担 当 課 長	部長，校長，担 当 部 長 又 は 課 長

に，改める。

」

附 則

この訓令は，平成29年6月5日から施行する。

(消防局総務部人事課)